

松戸市商業振興共同事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市商業の振興を図るため、市内の中小事業者で組織する団体（以下「団体」という。）が当該地域の振興発展のために共同して実施する事業に対し、予算の範囲内において松戸市補助金等交付規則（昭和55年松戸市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象)

第2条 補助金を受けることができる団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 商店街振興組合及び中小企業協同組合（以下「法人商店会」という。）
- (2) その他市長が適当と認める任意の団体（以下「任意商店会」という。）

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 販売促進を目的とした当該団体構成員の3分の2以上の者が参加して行う歩行者天国、七夕祭り等の商業祭、福引、大売出し等
- (2) 当該団体の構成員のために実施する講習会、研修会等
- (3) その他市長が特に必要と認めた事業

(補助金の額等)

第4条 補助金の交付要件、額、限度額等は、別表に定めるとおりとする。

ただし、国又は地方公共団体により補助金等を受ける場合は、対象経費の総額から当該補助金等の額を控除した額を対象経費とする。

2 一会計年度において一団体が受けることができる補助金の申請回数は、3回を限度とする。

3 区分が一般型に該当する場合において対象者（申請団体）の会員数が40人を超えるときは、当該対象者に係る補助限度額は別表の金額に10万円を加算した金額とする。

4 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、松戸市商業振興共同事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は松戸市商業振興共同事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(変更)

第7条 第5条の規定による申請をした後において当該事業計画の内容を変更、又は中止、もしくは廃止しようとするときは、直ちに松戸市商業振興共同事業変更・中止・廃止届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第11条の規定により実績報告をしようとするときは、遅滞なく松戸市商業振興共同事業完了報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(確定の通知)

第9条 規則第12条の規定による補助金の額の確定通知は、松戸市商業振興共同事業補助金額確定通知書(第5号様式)によるものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第14条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、

松戸市商業振興共同事業補助金交付請求書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

区分	要件	対象者	対象経費の額 及び申請回数	補助金額	補助限度額
大規模 事業型	当該事業に係る補助対象経費を参加商店会で除した額が、200万円以上になること	法人商店会 任意商店会	—	団体が行う補助事業ごとに当該補助対象事業に直接必要と認められる費用の3分の2を超えない額	1事業あたり 80万円
一般型	大規模事業型以外の場合	法人商店会	年1回のみ	団体が行う補助事業ごとに当該補助対象事業に直接必要と認められる費用の3分の2を超えない額	1商店会あたり 100万円
			上記以外		1商店会あたり 50万円
		任意商店会	年1回のみ		1商店会あたり 40万円
			上記以外		1商店会あたり 20万円

第1号様式（用紙規格JIS A4）

年 月 日

（あて先） 松 戸 市 長

団 体 名

代表者住所

氏 名

電 話

松戸市商業振興共同事業補助金交付申請書

共同事業に対する補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申 請 額 円

2 添 付 書 類

（1）事業計画書

（2）収支予算書

第2号様式（用紙規格 JIS A4）

松戸市指令第 号の

団体名

住所

代表者名

松戸市商業振興共同事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった松戸市商業振興共同事業補助金
については、松戸市補助金等交付規則第6条の規定により、下記のとおり通知
します。

年 月 日

松戸市長 本郷谷 健次

記

1 補助金額 円

2 交付条件

- (1) 松戸市補助金等交付規則及び松戸市商業振興共同事業補助金
交付要綱の規定を遵守してください。
- (2) 補助金は、これを他に流用しないでください。
- (3) 事業完了後、速やかに完了報告書を提出してください。

第3号様式（用紙規格JIS A4）

年 月 日

（あて先） 松 戸 市 長

団 体 名

代表者住所

氏 名

電 話

松戸市商業振興共同事業変更・中止・廃止届

年 月 日付けをもって提出しました事業計画を、次のとおり変更・中止・廃止したいので、承認を得たく届出します。

記

- 1 事業名
- 2 変更・中止・廃止の内容
- 3 変更・中止・廃止の理由

第4号様式（用紙規格JIS A4）

年 月 日

（あて先） 松 戸 市 長

団 体 名

代表者住所

氏 名

電 話

松戸市商業振興共同事業完了報告書

年 月 日付けをもって共同事業の補助金交付を申請しました事業が完了しましたので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 事 業 名

2 事業期間 自 月 日 ～ 至 月 日

3 総事業費 円

4 添付書類

(1)事業報告書

(2)収支決算書

第5号様式（用紙規格 JIS A4）

松戸市達第 号の

団 体 名

住 所

代表者名

松戸市商業振興共同事業補助金確定通知書

年 月 日付け松戸市指令第 号で交付決定した松戸市商業振興
共同事業補助金の額を、松戸市補助金等交付規則第12条の規定により下記の
とおり確定します。

年 月 日

松戸市長 本 郷 谷 健 次

記

補助金確定額 円

第6号様式（用紙規格JIS A4）

松戸市商業振興共同事業補助金交付請求書

年 月 日

（あて先） 松 戸 市 長

団 体 名

住 所

代 表 者 名

印

電 話

年 月 日付け松戸市達第 号 で額の確定のあった

松戸市商業振興共同事業補助金を松戸市補助金等交付規則第14条の

規定により、次のとおり請求します。

金 円